

2025年12月26日

株主各位

東京都中央区新川二丁目4番7号

株式会社内田洋行

代表取締役社長 大久保昇

株式分割に関する基準日設定公告

当社は2025年10月11日開催の取締役会において、2026年1月21日付をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2026年1月20日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は2026年2月下旬にお届出住所にお送り申し上げる予定です。
2. 2026年1月21日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

本件に関するご照会先

株主名簿管理人および特別口座管理機関

照会先 **〒168-0063**

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)